

— お知らせ —

一般国道6号千代田石岡バイパスにおける  
土地収用法に基づく事業認定の告示について

令和3年4月22日に、一般国道6号千代田石岡バイパス「茨城県石岡市石岡字南光院下地内から同市中津川字平足塚地内まで及び同市東田中字新田地内から同市東大橋字逆井地内まで」について、土地収用法に基づく事業認定の告示がされましたので、お知らせします。

なお、詳細については、下記（国土交通省ホームページ）よりご確認ください。

【国土交通省ホームページ】

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/land\\_expropriation/approval.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/land_expropriation/approval.html)